２０.とりこわし

１ 一般事項

本節に定める参考歩掛りにおける仕様は、建築物解体工事共通仕様書(国土交通省大

臣官房官庁営繕部)に基づく解体工事を前提としている。

２ 参考歩掛り

(１)適用条件及び留意事項

イ.「(2) 細目工種 表ＲＡ－２２－４～表ＲＡ－２２－１０」においては、鉄筋コ

ンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造のとりこわしに適用する。

ロ.「(2) 細目工種 表ＲＡ－２２－１～表ＲＡ－２２－３」においては、下記のと

おりとする。

(イ)適用条件

・原則として事務を取扱う庁舎の基礎を含めた解体に適用する。

・原則として鉄筋コンクリート造地上4階以下に適用する。なお、建物の地下階、免

震及び制振構造の建物の場合には適用できない。

・原則として独立基礎の場合に適用する。なお、全面ピットの建物には適用できない。

・地上からの作業による解体工法に適用する。

・ベースマシンは、バックホウ0.8m32台及び0.5m31台を標準とする。なお、参考歩掛

りでは、ベースマシンをバックホウ0.8m3に換算した所要量である。

・ベースマシンの運搬に要する費用は、重機0.8m32台及び0.5m31台を別途計上する。

なお、敷地に余裕のない場合は適用できない。

・圧砕機が主体の解体を標準とする。

・外構及び工作物の解体には適用できない。

(ロ)留意事項

上部躯体とは、１階床面より上部をいう。また、基礎部躯体とは、１階床面より下

部をいう。なお、仕上げ等とは、躯体の解体に先がけて行う必要がある仕上げ材等を

いう。

- RA 84 -